

○船舶検査心得 3-1 船舶設備規程

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行	備 考
<p>第 8 編 無線電信等 (無線電信等の施設)</p>	<p>第 8 編 無線電信等 (無線電信等の施設)</p>	
<p>311-22.0</p>	<p>311-22.0</p>	
<p>(a)～(e) (略)</p>	<p>(a)～(e) (略)</p>	
<p>(1)～(4)</p>	<p>(1)～(4)</p>	
<p>(5) 限定沿海区域又は平水区域を航行区域とする船舶 SSB 無線電話 VHF 無線電話 27MHz 無線電話 40MHz 無線電話 5W 出力型 VHF 無線電話(マリン VHF を含む。以下同じ。)(限定沿海船にあっては、当該船舶の母港が VHF のサービエリア内にあるものに限る。)</p>	<p>(5) 限定沿海区域又は平水区域を航行区域とする船舶 SSB 無線電話 VHF 無線電話 27MHz 無線電話 40MHz 無線電話 マリン VHF (限定沿海船にあっては、当該船舶の母港が当該マリン VHF のサービエリア内にあるものに限る。)</p>	<p>一般通信用無線電信設備の追加</p>
<p>マリンホーン(限定沿海船にあっては、当該船舶の母港が当該マリンホーン(サービエリア内にあるものに限る。) サテライト・マリンホーン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。) サテライトホン DoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。) ワイドスター・マリンホーン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。) ワイドスターDoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。) ワイドスター・デュオ((d)後段の水域のみを航行するもの)</p>	<p>マリンホーン(限定沿海船にあっては、当該船舶の母港が当該マリンホーン(サービエリア内にあるものに限る。) サテライト・マリンホーン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。) サテライトホン DoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。) ワイドスター・マリンホーン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。) ワイドスターDoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。) ワイドスター・デュオ((d)後段の水域のみを航行するもの)</p>	

改 正 後	現 行	備 考
<p>に限る。)</p> <p>衛星船舶・車載端末 01((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>インマルサットミニM、インマルサット Fleet F33、インマルサット Fleet F55、インマルサット Fleet F77、インマルサット FB</p> <p>800MHz 携帯電話・自動車電話(主要航路で通話可能な場合に限る。)</p> <p>1. 5GHz 携帯電話・自動車電話(主要航路で通話可能な場合に限る。)</p> <p>2. 0GHz 携帯電話・自動車電話(主要航路で通話可能な場合に限る。)</p> <p>イリジウム</p> <p>ただし、長距離カーフェリーにおいては、SSB 無線電話、サテライト・マリンホン、サテライトホン DoPaN21、ワイドスター・マリンホン、ワイドスター DoPaN21、ワイドスター・デュオ、衛星船舶・車載端末 01、インマルサットミニ M、インマルサット Fleet F33、インマルサット Fleet F55、インマルサット Fleet F77、インマルサット FB 又はイリジウムに限る。</p>	<p>に限る。)</p> <p>衛星船舶・車載端末 01((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>インマルサットミニM、インマルサット Fleet F33、インマルサット Fleet F55、インマルサット Fleet F77、インマルサット FB</p> <p>800MHz 携帯電話・自動車電話(主要航路で通話可能な場合に限る。)</p> <p>1. 5GHz 携帯電話・自動車電話(主要航路で通話可能な場合に限る。)</p> <p>2. 0GHz 携帯電話・自動車電話(主要航路で通話可能な場合に限る。)</p> <p>イリジウム</p> <p>ただし、長距離カーフェリーにおいては、SSB 無線電話、サテライト・マリンホン、サテライトホン DoPaN21、ワイドスター・マリンホン、ワイドスター DoPaN21、ワイドスター・デュオ、衛星船舶・車載端末 01、インマルサットミニ M、インマルサット Fleet F33、インマルサット Fleet F55、インマルサット Fleet F77、インマルサット FB 又はイリジウムに限る。</p>	
<p>(6) (略)</p> <p>(7) (1)から(6)までの区分によらない場合は、資料を添えて、海事局検査測定課長まで伺い出ること。</p> <p>(注 1) 上記(1)から(6)までに掲げる無線設備は、船舶設備規程第 311 条の 22 第 1 項第 3 号の無線電信等を定める告示(以下、本項においては「告示」という。)に掲げる無線電信等であって、以下のとおり分類したものの。</p> <p>SSB 無線電話:告示第 1 号(1)及び(2)に掲げるもの</p> <p>27MHz 無線電話:告示第 2 号(1)に掲げるもの</p>	<p>(6) (略)</p> <p>(7) (1)から(6)までの区分によらない場合は、資料を添えて、海事局検査測定課長まで伺い出ること。</p> <p>(注 1) 上記(1)から(6)までに掲げる無線設備は、船舶設備規程第 311 条の 22 第 1 項第 3 号の無線電信等を定める告示(以下、本項においては「告示」という。)に掲げる無線電信等であって、以下のとおり分類したものの。</p> <p>SSB 無線電話:告示第 1 号(1)及び(2)に掲げるもの</p> <p>27MHz 無線電話:告示第 2 号(1)に掲げるもの</p>	<p>一般通信用無線電信設備の解説追加</p>

改 正 後	現 行	備 考
<p>40MHz 無線電話:告示第2号(2)に掲げるもの VHF 無線電話:告示第2号(3)に掲げるものであって第311条 の22第1項でいうVHF無線電話 5W出力型VHF無線電話:告示第2号(3)に掲げる150MHz帯無線 電話</p> <p>400MHz 無線電話:告示第2号(4)に掲げる400MHz帯無線電話 マリナーン:告示第3号(2)に掲げる400MHz帯無線電話 インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、インマ ルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、インマル サットFB、イリジウム:告示第4号(1)に掲げる1600MHz帯 無線電話</p> <p>サテライト・マリナーン:告示第4号(2)に掲げる2600MHz 帯無線電話(N-STAR衛星船舶電話であって、アンテナが人工 衛星の方向を自動的に追尾する機能を有するもの。)</p> <p>サテライトホンDoPaN21:告示第4号(2)に掲げる2600MHz帯 無線電話(N-STAR衛星船舶電話であって、アンテナが人工衛 星の方向を自動的に追尾する機能を有するもの。)</p> <p>ワイドスター・マリナーン:告示第4号(2)に掲げる2600MHz 帯無線電話(N-STAR衛星船舶電話であって、アンテナが人工 衛星の方向を自動的に追尾する機能を有するもの。)</p> <p>ワイドスターDoPaN21:告示第4号(2)に掲げる2600MHz帯無 線電話(N-STAR衛星船舶電話であって、アンテナが人工衛星 の方向を自動的に追尾する機能を有するもの。)</p> <p>ワイドスター・デュオ:告示第4号(2)に掲げる2600MHz帯 無線電話(N-STAR衛星船舶電話であって、アンテナが人工衛 星の方向を自動的に追尾する機能を有するもの。)</p> <p>衛星船舶・車載端末01:告示第4号(2)に掲げる2600MHz帯 無線電話(N-STAR衛星船舶電話であって、アンテナが人工衛 星の方向を自動的に追尾する機能を有するもの。)</p> <p>800MHz 携帯電話・自動車電話:告示第5号(1)に掲げる</p>	<p>40MHz 無線電話:告示第2号(2)に掲げるもの VHF 無線電話:告示第2号(3)に掲げるものであって第311条 の22第1項でいうVHF無線電話 マリナーン:告示第2号(3)に掲げる150MHz帯無線電話</p> <p>400MHz 無線電話:告示第2号(4)に掲げる400MHz帯無線電話 マリナーン:告示第3号(2)に掲げる400MHz帯無線電話 インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、インマ ルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、インマル サットFB、イリジウム:告示第4号(1)に掲げる1600MHz帯 無線電話</p> <p>サテライト・マリナーン:告示第4号(2)に掲げる2600MHz 帯無線電話(N-STAR衛星船舶電話であって、アンテナが人工 衛星の方向を自動的に追尾する機能を有するもの。)</p> <p>サテライトホンDoPaN21:告示第4号(2)に掲げる2600MHz帯 無線電話(N-STAR衛星船舶電話であって、アンテナが人工衛 星の方向を自動的に追尾する機能を有するもの。)</p> <p>ワイドスター・マリナーン:告示第4号(2)に掲げる2600MHz 帯無線電話(N-STAR衛星船舶電話であって、アンテナが人工 衛星の方向を自動的に追尾する機能を有するもの。)</p> <p>ワイドスターDoPaN21:告示第4号(2)に掲げる2600MHz帯無 線電話(N-STAR衛星船舶電話であって、アンテナが人工衛星 の方向を自動的に追尾する機能を有するもの。)</p> <p>ワイドスター・デュオ:告示第4号(2)に掲げる2600MHz帯 無線電話(N-STAR衛星船舶電話であって、アンテナが人工衛 星の方向を自動的に追尾する機能を有するもの。)</p> <p>衛星船舶・車載端末01:告示第4号(2)に掲げる2600MHz帯 無線電話(N-STAR衛星船舶電話であって、アンテナが人工衛 星の方向を自動的に追尾する機能を有するもの。)</p> <p>800MHz 携帯電話・自動車電話:告示第5号(1)に掲げる</p>	

改 正 後	現 行	備 考
<p>800MHz 帯無線電話 1.5GHz 携帯電話・自動車電話:告示第 5 号(2)に掲げる 1500MHz 帯無線電話 2.0GHz 携帯電話・自動車電話:告示第 5 号(3)に掲げる 2000MHz 帯無線電話 (注 2)～(注 3) (略)</p> <p><u>心得附則(平成 22 年 6 月 15 日)</u> (適用期日) 本改正後の心得は、平成 22 年 6 月 15 日より適用する。</p>	<p>800MHz 帯無線電話 1.5GHz 携帯電話・自動車電話:告示第 5 号(2)に掲げる 1500MHz 帯無線電話 2.0GHz 携帯電話・自動車電話:告示第 5 号(3)に掲げる 2000MHz 帯無線電話 (注 2)～(注 3) (略)</p>	

○船舶検査心得 9-1 小型船舶安全規則

(傍線の部分は改正部分)

改	正	後	現	行	備考
<p>第6章 救命設備</p>	<p>第2節 救命設備の備付基準</p>	<p>第2節 救命設備の備付基準</p>	<p>第6章 救命設備</p>	<p>第2節 救命設備の備付基準</p>	
<p>58.2(a)</p>	<p>(救命設備の備付数量) 「非常の際に付近の船舶その他の施設に対し必要な信号を有効確実に発信できる設備であって国土交通大臣が定めるもの」とは、小型船舶安全規則第58条第2項第1号^ロの設備を定める告示(運輸省告示第343号平成6年5月19日)によるが、同告示第4号の「非常の際に陸上との間で有効かつ確実に通信を行うことができる無線電話装置」とは、次に掲げる無線電話とする。 (1) 漁業無線 (2) 5W出力型 VHF 無線電話(マリン VHF を含む。)ただし、16ch(156.8MHz) (緊急通信用)付きのものに限る。 (3)～(11) (略)</p>	<p>58.2(a)</p>	<p>(救命設備の備付数量) 「非常の際に付近の船舶その他の施設に対し必要な信号を有効確実に発信できる設備であって国土交通大臣が定めるもの」とは、小型船舶安全規則第58条第2項第1号^ロの設備を定める告示(運輸省告示第343号平成6年5月19日)によるが、同告示第4号の「非常の際に陸上との間で有効かつ確実に通信を行うことができる無線電話装置」とは、次に掲げる無線電話とする。 (1) 漁業無線 (2) マリン VHF ただし、16ch(156.8MHz) (緊急通信用)付きのものに限る。 (3)～(11) (略)</p>		<p>小型船舶救命設備の省略要件となる無線設備の追加</p>
<p>(適用期日)</p>	<p>心得附則(平成22年6月15日)</p>				
<p>本改正後の心得は、平成22年6月15日より適用する。</p>					